

平成17年7月11日

犯罪被害者等基本計画骨子案（4）について

構成員 山田勝利

- 1 犯罪被害者等基本計画骨子案（4）は、犯罪被害者等の公訴参加制度の導入等に関する今後講じていく施策について、  
「法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見により反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することができる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】」  
と取りまとめています。
- 2 上記取りまとめの表現は公訴参加制度の導入を前提としているかのような読み方もできますが、この時の事務局の説明は、「・・・したがって、ご論議の中でもあったように、今の時点で公訴参加制度を全く排除してしまうのも問題だし、それからそれを取り入れるということを明言するもの問題だというようなことを踏まえて、この（原案をいう）の修正案を今から申し上げたいと思う。「法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、」『公訴参加制度を含め』というのをここに加えればどうかと思う。公訴参加制度を排除する、あるいは排除しない今の時点で、いずれでもないということが、より明確になるのではないかと思う。・・・」というものであったことは議事録からも明らかであります。従って、上記取りまとめは、「公訴参加制度」の導入を前提としたものではないと理解すべきと考えます。
- 3 この点を確認する意味で、本意見書を提出する次第です。